

衛生措置基準

項目	内容						
浴槽水の取り替え <table border="1" data-bbox="172 383 496 504"> <tr> <td data-bbox="172 383 496 421">連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽</td> <td data-bbox="496 383 1447 421">1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 421 496 459">浴槽水の循環ろ過装置</td> <td data-bbox="496 421 1447 459">1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 459 496 504">気泡発生装置</td> <td data-bbox="496 459 1447 504">空気の取り入れ口から土ぼこりが入らないようにすること。</td> </tr> </table>	連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽	1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。	浴槽水の循環ろ過装置	1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。	気泡発生装置	空気の取り入れ口から土ぼこりが入らないようにすること。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浴槽水は毎日取り替えること。 ・ 24時間以上取り替えないで循環させ、及びろ過している浴槽水（以下「連日使用型循環浴槽水」という）にあっては、前項の規定にかかわらず、1週間に1回以上取り替えること。 ・ 気泡発生装置、シャワー設備その他の大気中に多数の液体の微粒子を発生させる設備には、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。
連日使用型循環浴槽水を用いる浴槽	1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。						
浴槽水の循環ろ過装置	1週間に1回以上清掃し、及び消毒すること。						
気泡発生装置	空気の取り入れ口から土ぼこりが入らないようにすること。						
洗面所	洗面所には、飲用に適する水を供給すること。						
寝具の衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 寝具は常に清潔にすること。 ・ 寝具のうち、布団カバー、まくらカバー、敷布、寝衣その他の宿泊者の皮膚に接するものは、宿泊者1人ごとに洗濯したものと取り替えること。 						
施設の清掃	営業の施設を清掃すること。特に便所、洗面所、浴場その他の不潔になりやすい場所は、必要に応じ消毒等を行い、衛生上支障のないようにすること。						
ねずみ、昆虫の防除	ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びにその駆除を行うこと。						
ガスを使用する設備	客室にガスを使用する設備がある場合には、その使用方法を宿泊者の見やすい場所に表示すること。						
換気設備等の保守点検	換気設備、暖房設備、給水設備、排水設備その他の設備を適正に使用できるよう保守点検し、又は整備すること。						
従事者の健康保持	結核若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定により就業が制限される感染症にかかっている者又はその疑いのある者は、当該感染症をまん延させるおそれなくなるまでの間、業務に従事させないこと。						